

# 特別養護老人ホーム清水苑 運営規程

## 第1章 総則

### (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人六心会が運営する指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）清水苑（以下「施設」という。）の適正な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することをめざすものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名 称 特別養護老人ホーム清水苑  
(2)所在地 滋賀県東近江市五個荘川並町 2 6 8 番地

### (利用定員)

第4条 施設の入所定員については、84名とする。

## 第2章 運営組織、職員および職務内容

### (職員の職種、員数、及び職務内容等)

第5条 施設に勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。尚、員数については、清水苑短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業職員数を含むものとする。

(1) 施設長（管理者） 1名（基準）  
施設の業務を統括する。また職員の指揮監督を行う。

- (2) 入所部長 業務状況に応じて配置  
施設長の補助、施設サービスの連絡調整
- (3) 事務長 業務状況に応じて配置  
施設長、入所部長長等の補助、一般事務の管理
- (4) 生活相談員(介護支援専門員兼務可) 1名（基準）以上  
入居者の日常生活についての相談、援助、およびこれらの計画の企画立案を行う。
- (5) 介護支援専門員(生活相談員兼務可) 1名（基準）以上  
施設サービス計画の作成、進行管理及び評価を行う。
- (6) 介護職員 31名（基準）以上  
施設サービス計画に基づき入居者の日常生活の介護、援助を行う。
- (7) 看護職員 3名（基準）以上  
入居者の看護、医師の診察の補助、健康管理および保健衛生業務を行う。
- (8) 機能訓練指導員 1名（基準）以上  
入居者の機能回復、機能維持に必要な訓練、指導を行う。
- (9) 栄養士（管理栄養士含む） 1名（基準）以上（兼務）  
栄養ケア計画策定とこれに基づく入居者の栄養管理、定期的な評価、栄養指導業務を行う。
- (10)調理員 業務状況に応じて配置（委託）  
栄養士の作成した献立表による調理業務を行う。
- (11)医師 1名（基準）以上（兼務）  
入居者の健康管理および保健衛生指導を行う。
- (12)事務員 業務状況に応じて配置  
施設の庶務及び会計業務を行う。
- 2 前項に定める者のほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。  
3 職員の定数は、法令で定める基準を下回らない職員を置くものとする。

（職員の勤務体制等）

- 第6条 施設の職員の勤務体制は、就業規則に定めるところによる。
- 2 施設長は、業務に支障のない範囲内で、職員の資質向上のための研修の機会を積極的に設けるものとする。

第3章 入退所

（サービス内容及び手続の説明及び同意）

- 第7条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、予め入所申込者又はその家

族に対し運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の入所申込者のサービス選択に資すると認められる事項を記した文書の交付をして説明を行い、当該サービス提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

(サービス提供拒否の禁止)

第8条 施設は正当な理由なく指定介護老人福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等を紹介するなどの適切な措置を講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第10条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスの提供に努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 施設は、要介護認定を受けていない入居申込書について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 施設は、要介護認定更新の申請が遅くとも当該入居者が受けているよう要介護認定の有効期間満了日の30日前には行われるように必要な援助を行うものとする。

(入退所)

第12条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、入所について透明かつ公平に入所申込者の介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設に入所する必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所できるように努める（特別養護老人ホーム清水苑入所決定に関する取扱規程を遵守する）。

- 3 施設は、入居申込者の入所に際しては、利用者的心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 4 施設は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等の職員間で協議する。
- 6 施設は、利用者的心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、利用者及びご家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、利用者の円滑な退所のための必要な援助を行う。
- 7 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業所等との密接な連携に努めるものとする。

(入退所の記録の記載)

第13条 施設は、入所に際しては、入所の年月日並びに施設の種類及び名称を、退所に際しては、退所の年月日を、当該利用者の被保険者証に記載する。

第4章 施設サービスの内容及び費用の額

(サービスの取扱方針)

第14条 施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式および生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。

- 2 施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者のプライバシーの確保に配慮するものとする。
- 3 施設は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者的心身の状況等を常に把握しながら、適切に施設サービスを提供するものとする。
- 4 職員は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 5 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 6 施設は、入居者の意志及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってサービスを提供するよう努めるものとする。

- 7 施設は、入居者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者の設置等の体制整備及び職員に対し研修の機会を確保するものとする。
- 8 施設は、入居者について、病院または診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所できるようにするものとする。

(介護)

第15条

- 介護は、入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるよう支援し、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。
  - 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に週2回以上入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない合には、清拭を行うことをもってこれに代えることがある。
  - 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うものとする。
  - 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
  - 6 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
  - 7 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
  - 8 施設は、入居者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。
  - 9 施設は、サービスの提供にあたっては、入居者の家族の相談に適切に応じるとともに、常に入居者の家族との連携を図り、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(食事)

第16条

- 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。
- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
  - 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることがで

きるよう必要な時間を確保するものとする。

- 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(相談及び援助)

- 第17条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第18条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に関する活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援するものとする。
- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者またはその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図りつつ、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(利用料等の受領)

- 第19条 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 施設は、前二項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
- (1) 居住費
- |         |    |         |
|---------|----|---------|
| 個室      | 1日 | 1, 171円 |
| 2人室・4人室 | 1日 | 855円    |
- ※介護保険負担限度額認定の交付を受けている入居者は、その認定証に記載された額とする。
- (2) 食費 1日 2, 000円
- ※介護保険負担限度額認定の交付を受けている入居者は、その認定証に記載された額とする。

- (3) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 理美容代（実費）
- (5) 電気及び電気器具使用料 1電源あたり1日50円  
※個人でテレビ、ラジオ、電気毛布等を使用される場合
- (6) 入居者の希望によって身の回り品または教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合に係る相当な費用（実費）
- (7) 前号までに掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適當と認められるもの。

4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

#### （保険給付の請求のための証明書の交付）

第20条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付するものとする。

### 第5章 施設の利用に当たっての留意事項

#### （施設の利用に当たっての留意事項等）

第21条 施設の入居者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
  - (2) 建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないこと
  - (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと
- 2 施設長は、入居者が次の各号に該当すると認めたときは、当該入居者の市町村に対し、所定の手続により、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。
- (1) 施設の秩序を乱す行為をしたとき
  - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき
  - (3) 故意にこの規程等に違反したとき

#### （緊急時における対応）

第22条 施設の職員等は、サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、すみやかに主治医または施設の協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第23条 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第6章 非常災害対策等

(非常災害対策等)

第24条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、災害の予防並びに利用者・職員等の生命及び財産に対する被害の軽減を図るものとする。

- 2 施設は年2回、定期的に避難、救出その他必要な訓練（うち1回は夜間または夜間想定訓練）を行う。
- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 4 施設は非常災害発生時に当該事業が継続できるよう、他の社会福祉施設等との連携及び協力を構築するよう努めるものとする。
- 5 災害が発生した場合は、被災者支援及び復興支援に積極的に取り組むものとする。

第7章 その他運営に関する事項

(衛生管理等)

第25条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療用具の管理を適正に行う。

- 2 施設は、感染症が発生又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情処理)

- 第26条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 施設は、提供した施設サービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持等)

- 第27条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(身体拘束その他の行動制限の廃止)

- 第28条 施設の職員は、入居者の身体的な拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。但し、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ないと当該施設長が認め、身体拘束適正化委員会にて検討した場合はこの限りではない。但し、その場合は入居者、入居者身元引受人等の充分な理解と同意を得ること。また、実際に拘束を行う場合には、身体拘束適正化委員会において継続的なカンファレンスを行い、検討し、様態、時間、心身の状況等の経過観察を記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第29条 施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。

- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する  
(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

- 第30条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

（重要事項の掲示）

- 第31条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示、または、閲覧可能な形でファイル等で備え置く。

（会計の区分）

- 第32条 施設は、施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分するものとする。
- 2 施設の経理は、六心会経理規程の定めるところによる。

（記録の整備）

- 第33条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。
- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（法令との関係）

- 第34条 この規程に定めのない事項については、「滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（条例第19号）」、「滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（条例第16号）」その他関連法令の定めるところによる。また、この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人六心会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

1. この規程は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。
2. この規程の一部変更は、平成 18 年 12 月 11 日より施行する。
3. この規程の一部変更は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
4. この規程の一部変更は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
5. この規程の一部変更は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
6. この規程の一部変更は、平成 25 年 6 月 1 日より施行する。
7. この規程の一部変更は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
8. この規程の一部変更は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
9. この規程の一部変更は、平成 29 年 12 月 8 日より施行する。
10. この規程の一部変更は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
11. この規程の一部変更は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
12. この規程の一部変更は、令和 5 年 7 月 1 日より施行する。
13. この規程の一部変更は、令和 5 年 11 月 1 日より施行する。
14. この規程の一部変更は、令和 6 年 1 月 1 日より施行する。